破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１１３５号
福岡市東区唐原５丁目５番４―605号
債務者　村田　泰崇
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桝本　美穂
4　破産債権の届出期間　平成24年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６９号
福岡県大牟田市大字倉永1228番地
債務者　古賀　伸彦
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　　哲
4　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７２号
北海道北見市高栄西町２丁目11番14号
債務者　斎藤　　正
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　破産債権の届出期間　平成24年10月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第４９４号
神奈川県平塚市四之宮４丁目12番18―２号　白夢館Ｂ―202、前住所神奈川県平塚市御殿４丁目１番49―302号　ライオンズガーデン湘南平塚
債務者　安藤　真司
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　乃亜
4　破産債権の届出期間　平成24年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３４６号
愛知県豊田市広川町10丁目70番地１　イーストリバー広川204号、前住所愛知県豊田市岩倉町鵜ケ瀬前５番地32
債務者　福元　浩二
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中倉　秀一
4　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
千葉県茂原市本小轡342番地１
債務者　古賀　功治
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永嶋久美子
4　破産債権の届出期間　平成24年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第４６９８号
大阪市東成区大今里南６丁目26番６号ドリーム21―102号
債務者　タカショウ研磨こと　笹岡　孝二
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　弘和
4　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２号
青森県十和田市西十六番町８番18号
債務者　小笠原和雄
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明広
4　破産債権の届出期間　平成24年10月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第４７４５号
堺市中区深井清水町4005番地１　1602号
債務者　野田　憲司
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沢田　篤志
4　破産債権の届出期間　平成24年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７０９号
名古屋市港区浜１丁目４番18号
債務者　アサヒ米穀こと　鈴木　啓之
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　貴之
4　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月26日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９６号
盛岡市神子田町２番２号　吉田荘６号
債務者　吉田　洋二
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　香織
4　破産債権の届出期間　平成24年10月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４６１号
横浜市青葉区もみの木台16番地23
債務者　岡　　章
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　和明
4　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月１日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４８号
川崎市川崎区浜町１丁目２番３号　コーポ吉沢201
債務者　黒川勝之進
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　篤志
4　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４０４号
川崎市多摩区菅稲田堤３丁目８番２―304号
債務者　工藤　　司
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　諭
4　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月15日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係